



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 T O W A 株式会社
代 表 者 代表取締役社長 岡田 博和
コード番号 6315 (東証・大証 1 部)
問合せ先責任者 執行役員管理本部長 岸本 昌利
TEL (075) 692 - 0251

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1、変更の理由

当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2、変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3、日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日 (予定)

以上

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>当会社は、会社法 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>